

# ワット・タイラーの一揆をめぐるいくつかの 解釈

MIYOSHI, Yoko / 三好, 洋子

---

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

45

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

23

(発行年 / Year)

1993-03-24

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00011178>

## ワット・タイラーの一揆をめぐるいくつかの解釈

三好 洋子

1

一三八一年、イギリス東部に起こったワット・タイラーの一揆については、たいていの高校教科書に書かれておりますので、何をいまさらと思われる方もおられるでしょう。しかし、この事件がなぜ起こったか、そして当時の社会においてどのような意味をもっていたかということはそれほど明確なことではないように思われます。

と申しますのは、従来、ワット・ライターの一揆は中世への決別を告げる重要な事件と捉えられておりました。ところが、しばらく前から、この一揆をイギリス史上大きな意味をもたないかりそめの事件と考える研究者が増えてまいりました。そのどちらの主張がより真実に近いのでしょうか。一三八一年の一揆後、六百年を過ぎて、多くの研究や見解の公表が一段落した現在、歴史解釈の一つの例として上記の問題を考えてみたいと思います。一つの事件について、さまざまな解釈があるということは歴史家の思考の多様性を示すものでありましょう。提起されたいくつかの解釈のうちから、史料によってどの解釈がもっとも整合性をもつかを検証することは、歴史学の妙味の一つであり、また社会の深みを知る知恵を磨くことにもなるうかと考えられます。

今日は初めにワット・タイラー一揆の経緯をごく簡単に述べ、この一揆の経緯を知るためのいくつかの史料について多

少のことをお話したいと思います。次にこの一揆に関するいくつかの解釈を紹介し、最後に一つの莊園史料の中でどの程度のことか、この一揆について知り得るかをお話してみたいと考えております。

## 2

ワット・ライター一揆の勃発および初期の進行について、その記述が最も信用できるといわれている『アノニマール年代記』は次のように伝えている。一三八〇年、臨時税はいとも簡単にノーサンプトンの議會を通過した。この臨時税は、国王や庶民を欺き、富裕者に薄く、貧者に重く賦課され、徴税人の利益になるようにみえたので、国王評議會はどのように徴税されたかを各町村で調査するように命じた。エッセクスに出された命令の一つはトマス・バンプトン Thomas de Bampton というその地方に大所領をもつ者に送られた。聖霊降臨節（この年六月二日）の前日、彼はブレントウッドで近隣の村々から人びとを召集し、彼に委ねられた任務は新しい臨時税（第三回目の人頭税）の速やかな徴収であると述べた。

フォビングから来た村人全員は、すでに臨時税の全額を支払い、その支払い証書ももっているから、これ以上は一文も支払えぬと答えた。トマスはひどく怒った。村人はかれの仕返しを恐れ、共通の利益のために、コリンガム、スタンフォード・ル・ホープの村人を誘い、納税反対運動に立ち上がった。この事件が導火線となって、すぐにエッセクスの農民一揆へと拡大した。これを鎮圧するために派遣された王座裁判所長官サー・ロバート・ビルナップは捕らえられ、再びこうした行為を行わないという誓約をさせられた上、解放されるという始末であった。

一揆軍はさらに進んで、財務府長官ロバート・ヘールズの美しいエッセクスの別邸を襲い、ここで美味な食料やワインをたらふく食べ、また飲んだあと、その館に火を放った。同時に、反徒たちは「ケント、サフォーク、ノーフォークの農民・手工業者にたいして、ともに立ち上がるように」という手紙を送ったと年代記は述べている。

年代記の記述は冗漫な上、作者の偏見や思い違いにより、内容が齟齬しているので、以下、しばらく通説をかりて、一揆軍の行動を要約的に述べていきたい。一揆軍は、数日中にエッセクスからチームズ川を越えてケントに広がり、メイドストンの監獄を襲撃し、収監中のジョン・ポールを救出した。その指導者がワット・タイラーであった。彼の素性に

いて、確かなことは判らないが、百年戦争に従軍した経験をもつ者だろうといわれている。

六月十日、反徒たちはカンタベリを占領し、翌日ロンドン郊外のブラックヒースで野営した。六月十三日朝、ジョン・ボールの有名な説教、「アダムが耕し、イーヴが紡いでいたとき、誰がジェントルマンであったか」という古いことわざを題目とする説教が行われた。礼拝を終えると、反徒たちはロンドンを目指して進撃し、遂にロンドンを占拠した。次いでからはサヴォイ宮やロンドン塔を打ち壊し、カンタベリ大司教サイモン・サドベリや財務府長官ロバート・ヘールズを殺害した。翌六月十四日、反徒たちはマイル・エンドでリチャード王と会見した。このとき反徒たちは「農奴身分からの解放、エーカ当り四ペンスで地代を固定すること、自らの意志と正式の契約による以外、何人も就業すべきでないこと」という彼らの要求を王に提示した。王は反徒の要求をすべて承認した。これに満足した反徒たちの多くは帰郷した。六月十五日、ワット・タイラーと一部の反徒たちは、前日の国王との会見を不満として、スミスフィールドで再び国王と会見した。この日のことについて、再び『アノニマル年代記』の叙述を紹介しよう。ワット・タイラーはロンドン市長ウォルワースに呼び出され、小さい馬に跨って、王の前に進み出た。彼は馬を下りると、跪き、王の手をとり、腕を強くつかんで、「兄弟よ、元氣を出されよ！ 二週間以内に、陛下は民衆からこれまで以上の賞賛を受け、我々はよき友となるであろう」となれなれしく話した。なぜ帰郷しなかったかと王から尋ねられたとき、ワット・タイラーは彼と彼の仲間たちの要求を次のように語った。「この国にはウインチェスター<sup>(5)</sup>法以外の法はあるべきではなく、また、法手続きによって法喪失宣言は行われるべきではない。さらに、いかなる領主も一般人にたいして領主権を行使してはならず、国王を除いて万人は平等であるべきである。聖なる教会の財貨は司祭などの教会人の手に握られるべきものではない。聖職者はすでに十分な基本財産で食べていけるのだから、残余は教区の人びとに分配すべきである。さらに、イングランドには一人の司教、一人の修道院長がいれば十分であり、彼らの保有している土地は適当な留保分を残して没収され、民衆に分配されるべきである。」彼はさらに言葉を継いで、「イングランドの国内に、農奴や農奴身分があってはならず、万人はすべて自由で、一つの身分であるべきである」と述べた。

ワットのこの言葉にたいして、国王は国王大権の留保を主張したほか、すべてを認めた。そして王はワットに直ちに帰

郷するように命じた。貴族たちは黙し、静寂が支配した。やがてワットは、喉の渴きをうるおすために一杯の水を所望した。彼は王の面前で不愉快きわまりない無作法で口を漱ぐと、ビールを要求し、これを一気に飲み干し、馬上の人となった。ちょうどそのとき、国王の側近に仕えるケント出身の若者が大声で「かれはケントに鳴り響いた大泥棒だ」と叫んだ。ワットはこれを聞いて怒りに震え、「前に出ろ」と怒鳴った。何回かの応酬の後、貴族たちは後込みする若者をワットの前につきだし、王の前でワットが何をするかをみようとした。ワットは彼の旗もちの従者にその若者の首をはねよと命じた。若者はなおも執拗に、ワットにたいして、自分は真実を述べただけで殺されるようなことは何もしていないと抵抗した。ワットはその言葉に、ついに短剣を抜いて王の面前で彼を殺害しようとした。王の面前で剣を抜くというこの無礼な行為をみて、ロンドン市長ウォールワースはワットを逮捕する口実を得た。市長が逮捕しようとしたとき、ワットは短剣で市長を突き刺した。しかし、市長は衣服の下に鎧を着用していたので、傷つけられることなく、反対に市長は短剣でワットを突き刺し、首と頭に深い傷を負わせた。

『アノニマル年代記』には、その後のロンドン市長、国王、反徒たちの行動について詳しく記しているが、その叙述を追うことは止めよう。指導者を失った反徒たちは国王の命令に従って、武器を捨て故郷に向かってロンドンを出発した。数時間のうちにロndonは国王の統治する首都にもどった。以上がこの年代記の語る一揆の大筋である。

ところが、この一揆に呼応するかのうちに、エセックスやケントのみならず、イングランドの各地で同じような騒乱が相次いで起った。たとえば、ジョン・ローが主導したベリー・セント・エドモンドをはじめサフォークやノーフォーク、ケンブリッジ、セント・オールバンズ、ピータバラでも一揆が起り、さらに、東南部とはいえないレスターやヨーク、ピヴァリイおよびスカーパーラ、チェスター、ウースター、さらにはウインチェスターやノーサンプトンなどでも一揆が起った。<sup>(13)</sup>それらの一揆はワット・タイラーの一揆とは直接の関係はないといわれているし、事実直接の関係はなかったであろう。しかし、連鎖的に起った一連の事件として八一年一揆を考えることが通例となっており、私もまた同じ立場をとりたと思う。したがって、今日の表題は「ワット・タイラーの一揆」となっているが、ワット・タイラーがロンドンに入城し、殺害された六月十三日から十五日までの三日間とその前後のことだけではなく、同じころイギリス各地の都市・農村

に頻発した都市の手工業者と農民の一揆全般を対象とする。そこで、ワット・タイラーの一揆の代りに、一三八一年一揆とか、八一年一揆という名称を使うことが多くなるであろう。さらに、一般に農民一揆と呼ばれているこの一揆は、これまでの研究により、たとえ農民が一揆の主体であったとしても、都市の諸階層がこの一揆に荷担したことが明らかにされている。<sup>(14)</sup> 本稿においても農民一揆という言葉に農村の手工業者はもちろんのこと、都市の手工業者や中小商人なども含めることにしたい。また、農民という言葉も一揆に参加した人びとあるいは彼らと同様の立場にある人びとを含めて使用していきたい。

## 3

ところで先ほど、一三八一年一揆の勃発の経緯とその進展状況について、『アノニマル年代記』を基礎にその概略を述べたが、同じころ一三八一年の一揆を記述したものとして、おもに次の四つ、ないしは五つの年代記がよく知られている。そのうち真憑性が最も高いといわれているのは前述した『アノニマル年代記』<sup>(15)</sup>であるが、そのほかにもトマス・ウォルシンガムの『イギリス史』、『イギリス年代記』、ヘンリ・ナイトンの『年代記』<sup>(16)</sup>、フロワサールの『年代記』<sup>(17)</sup>などがある。

史料一覧をご覧頂けると判るように、上記の年代記の多くは早くから伝えられており、十九世紀中葉から末にかけて、次々とロールズ・シリーズの一巻として刊行された。しかし、八一年一揆のハイライトともいべきワット・タイラーのロンドン入城とその前後の反徒たちの動向を詳しく、しかも正確に伝える『アノニマル年代記』は十九世紀の末にトレヴェリアンによって大英博物館の中で発見され、初めて学界に紹介されたのである。<sup>(18)</sup>

八一年一揆研究の重要史料としてこれらの年代記類のほか、一揆収束後に行われた反徒たちに対する裁判記録書が残されている。<sup>(20)</sup> この史料は使用に際しては細心の注意が必要である。たとえば、反徒を告発する起訴状の内容をそのまま信用すれば、反徒はすべて泥棒や人殺しということにもなりかねず、非常に誤った歴史像を描くことになる恐れがある。しかし、現存する記録類の数量は膨大であり、これらの記録類を丹念に使用すれば、一揆の原因、ひいては十四世紀のイギリ

ス社会の状況について貴重な見解が出せるのではないかと今日の歴史家たちは考えている。

年代記を史料とする際にも、細心の注意が必要である。これらの年代記のうち、『アノニマル年代記』は、アングロⅡフレンチで記述されており、作者はヨークの聖メアリ修道院の修道士だったと推定されている。<sup>(21)</sup>トマス・ウオルシンガムは聖オールバンズ修道院の、そしてヘンリ・ナイトンはレスター修道院の修道士であった。この兩人はラテン語で年代記を書いている。またフロワサールはフランスの高級官僚であった。つまり、年代記の著作者は聖職者とか高級官僚という文字を読み書きできる上層部に属する人びとで、反徒たちにとってはいわば敵方の人びとであった。年代記の作者たちは、かれらが耳にしたこと、眼でみたことをそのまま伝えていくといわれ、その叙述はたしかに生き生きとしているが、その記録には反徒に対する偏見が陰に陽に含まれており、年代記類を史料とする際にはそのことにたいして細心の注意が必要である。

『アノニマル年代記』は一揆の直後に書かれ、一部の記述は作者が目撃したものであろうと推定されているが、それでもなお作者の偏見が至るところに見られる。やや冗長になることを恐れながら、この年代記の叙述を借りて、本稿の冒頭部分で一揆の経過を詳細に述べたのは、当年代記の偏見を提示したためであった。例えば、農民の暴動鎮圧のために派遣された王座裁判所長官はまことに紳士的な人物として描かれ、ロバート・ヘルズの別邸を襲い、そこに貯蔵されていた食料を夢中になって飲食する反徒たちはまるで野獣のように表現されている。国王の面前に立ったワット・タイラーについても同様で、彼は胸がむかつくような粗野な礼儀知らずのように書かれている。とはいえ、一口に体制側の人すべてを賛美しているとはいいいく点もある。売春宿を経営する成り上りの者のロンドン市長ウォルワースの悪漢ぶりは真に迫っていて、読者に腹立たしさを感じさせるほどである。

フロワサールの年代記はさらに偏見に満ちていて、貴族にとって好都合なときには喝采を博し、不都合なことは黙秘するという調子が看取される。クリーンがいうように、たしかにフロワサールの年代記は高貴で勇敢な騎士を賛美し、そうした人びとに慰めと励ましを与えるための文学作品であった。とはいえ、フライドは「この年代記は欠点も多いが、王側近、おそらくソールズベリー伯の目撃した事実にもとづいており、他では得られぬ貴重な情報を提供する」と評価している。<sup>(22)</sup>

年代記の記述にはそれ自体公平さを欠くばかりでなく、相互に矛盾する記述も少なくない。その多くはごく短時日のうちに、たとえば、ロンドン占領の三日間のように、あまりにも多くのことが一時に起ったために、目撃者さえことの順序を取り違えるということがしばしば起ったようである。こういう事実にも注意しなければならない。

八一年一揆研究の第三の史料として、国の行政・財政文書がある。国王が公布した命令書を始めとして、議会の議事録、議会議定法令集<sup>(24)</sup>、人頭税徴収報告書など、そのかなりの部分が刊行されている。さらに、同じころ徴収された十五分の一税、十分の一税、九分の一税などの徴収台帳も残っている。<sup>(25)</sup>これらの行財政文書が裁判記録文書や年代記と併用されるとき、八一年一揆の研究は中世後期のイギリス社会についてより多くの真実を明らかにすることになるであろう。

第四に、ワット・タイラーの一揆、およびこれと前後してイギリス各地で起った農民・手工業者の一揆の原因を全体的に考察するためには、その地域の社会状況や経済状況を知ることが必要である。そこで都市や農村の地代帳や租税帳、あるいは荘園裁判所記録帳などが重要な史料となる。第四の史料は狭い地域に限定されているので、全国的な動きと直接結び付かない場合が多いとはいえ、このような地域研究は重要な基礎研究の一つであろう。あとで紹介するクリストファー・ダイヤーの研究は地方史料と中央の史料との併用を意図した貴重な研究である。私も、この第四の史料を利用して、最後に当時の農村の状況を述べたいと思っている。

## 4

次に、一三八一年の一揆は、何時ごろから歴史研究の対象となったかという問題について述べておきたい。ほぼ、同時代の人びとによって何種類もの年代記が書かれていることについてはすでに述べた。そのいずれもが反徒に対する偏見に満ちたものであったとはいえ、農民一揆の劇的状況、その激しさ、恐ろしさを語っていることは、一三八一年一揆が勃発当時から同時代人の耳目を驚かす大事件だったことの証拠であろう。ワット・タイラー一揆は、その後も多くの人びとによって注目されてきた。『アノニマル年代記』として発見された写本が十六世紀のコピーであることは、十六世紀の人びともこの一揆に深い関心をもっていたことを示すものといえるであろう。<sup>(27)</sup>



十九世紀末、民主主義運動の高まりに呼応して、民衆の間には八一年一揆への憧憬が掻きたてられ、同時に一揆についての本格的研究が行われるようになった。その初期の最も優れた研究者の一人として、ここで、アンドレ・レヴィーユの名前を上げておきたい。<sup>29)</sup> 彼がこの論文を書き上げたのは一八九〇年のことであり、本書の出版の四年前に二十七歳で死亡した。八一年一揆の研究に裁判記録集や行政文書を初めて使ったのは彼である。彼が上記の論文を書いたのは、『アノニマル年代記』が発見される以前のことであった。

レヴィーユ以前の研究者として、ロジャーズやスタブズなどがあげられる。両者とも農奴身分の廃棄という観点から農民一揆を考えた。つまりロジャーズは「十三世紀末までに賦役は金納化されていたところ、黒死病の流行により、人口が激減し、直営地経営のための労働力不足という事態が生じた。このため賦役が再度賦課され、これに抗議して農民は一揆にたち上った。しかし勝利の果実は一揆とともに農民側に残った」と。<sup>30)</sup> スタブズもまた、「農民一揆はわが国の歴史上驚異的事件であった……農奴は証書を手にすることはできなかったが、農奴制に致命的一撃を食らわし、三身分間の均衡は崩れ始めた」と述べている。<sup>31)</sup>

その後ページは、「黒死病来襲のころまで多くの荘園で賦役が行われており、農民は農奴身分以外のことを知らず、この身分制度を改善しようという希望をもたなかった。したがって、封建反動は八一年一揆の原因とはならなかった」と述べて、ロジャーズを批判した。<sup>32)</sup> プチリデュタイユはページ説に賛成して、ロジャーズは封建反動の証拠を示していないと批判し、一揆の原因を探すために黒死病の結果何が起ったかを見つけないといけないという問題を提起し、次のように述べている。<sup>33)</sup> 黒死病の被害は貧しい階層の人びとにたいしてとくに悲劇的影響を与えた。農業労働者は激減し、賃金は二倍に上昇した。小保有農、とくに農奴の中には荘園を逃亡して、農業労働者の群に身を投じる者が多くなった。黒死病直後からこの逃亡が始まった。領主は自分の所領の保有農を確保することが困難になった。一部の領主は耕地を牧羊地に変えたが、多くの領主は農民のいなくなった耕地を貸出し、あるいは農奴を引き留めるために賦役を廃止した。しかしあくまで古い経営方法に固執する領主もいた。こうした領主の要求がいよいよ耐えられなくなったとき、農奴は団結して農奴身分からの解放を考えた。この運動が八一年一揆に発展した。プチリデュタイユは一揆の原因をこう考えたのである。

またアメリカの先駆的女性歴史家バットナムは労働者規制法違反裁判に関する膨大な史料を添えて大著をあらわし、黒死病、労働者規制法との関連において一三八一年の一揆の原因を考えた<sup>(34)</sup>。彼女の説はすでに定説となっている。しかし、ウォルシンガムの『年代記』によって農民一揆が起ったことが知られている聖オールバンズ修道院領の黒死病を研究したレヴェットは、黒死病と農民一揆を直接に関連付けることはできないという結論に達した<sup>(35)</sup>。

こうした研究と前後して、カニンガムは、その著書『イギリスにおける商工業の発達』において、「一揆は鎮圧されたとはいえ旧秩序を維持する勢力が回復したと考える理由はない。賦役が領主たちにとって利益にならぬと悟ったとき、領主たちは農奴を留めおく興味を失い、自由を与えた。それは緩慢な農業革命であった」と述べている<sup>(36)</sup>。リブソンは『イギリス経済史』の中で、一揆によって農奴制が終結に近づいたと考えた。以上の見解は観点や強弱の相違はあるが、いずれも一三八一年一揆を積極的に評価しているといえるであろう。

ところが、第二次大戦後になって、一三八一年の一揆の社会的経済的意味を評価することを躊躇する研究が出てきた。たとえば、メイ・マキサックは『十四世紀』と題する権威的な概説書の中で、一揆の原因を「宮廷および大貴族邸の浪費、租税の重圧、行政の弱体、フランス軍侵入に対する防備力の不足」と考え、一揆自体は農民・手工業者の社会的経済的無権利状態の改善に目に見える成果をもたらさなかったし、都市・農村の生活状態をゆっくりと変化させた社会経済的諸力に対しても直接的に影響を与えることはなかったと述べている<sup>(37)</sup>。さらに、ポスタンは、『中世の経済と社会』の中で、「現在の歴史家は一三八一年の一揆をかりそめのエピソードに過ぎないと考えている」と語っている<sup>(38)</sup>。ドブソンは、彼の編集した一三八一年一揆に関する史料集の序文で「一揆自体を無視することはできないが、これを評価することはできないし、また歴史的には不必要な事件であった」と述べ<sup>(40)</sup>、さらに最近の研究において次の諸点を強調している<sup>(41)</sup>。「第一に、この一揆はロンドンおよび東南部に集中して起ったものではないこと。第二に、一揆は人頭税反対の理由だけで起ったものではないこと。第三に、裁判記録を詳細に検討すると、反徒の大部分は農民ではなく、ロンドン周辺の小都市（ロチェスター、メイドストーンなど）に住む職人、徒弟、中小商人たちであったこと。第四に、おなじ記録は人頭税が嫌われていたのではなく、百年戦争における政府の失敗に反徒たちが腹をたてていたことを示す。その上、狭い地域の人間

関係の行き違いから生じた私的怨恨がこれに拍車をかけたこと。」さらに、彼はヨーク、ビーヴァリ、スカパーラの一揆の研究において、一三七八年にフランスとスコットランドの海賊船に襲撃されて以来、この地域では敵の襲来を恐れ、これに対する政府の無策が一揆につながったと主張している。たしかに、『アノニマル年代記』の記述にも彼の主張を裏付ける字句が見られる。つまり六月五日、ダートフォードに集合したケントの反徒たちにたいして、海岸線から三六マイル以内に住む者は留まって海岸線を防御すべく、一揆に参加せぬようにという命令が出された。要するに、ドブソンは反徒たちの行為が自由への欲求などという高尚なものではなく、きわめて個人的、現実的なものであったことを主張するのである。

エレナ・サールも、バトル修道院領の研究において、一三八一年の一揆は百年戦争の産物であったと考え、沿岸諸都市はフランスの襲撃によって衰微し、住民の不満は一揆となって爆発したと述べている。<sup>(43)</sup>

以上、一三八一年の一揆を評価するグループとこれを無視してよいと考えるグループのがあることが明らかになったと思う。ところで、一九八一年、一揆六百年を記念して、一揆の意味を評価する人びとを中心としていくつかの著書、論文集が出版された(文献一覧参照)。その一つ、ヒルトンとアストン共編『一三八一年イギリス一揆』の序において、<sup>(44)</sup>ヒルトンは中世の領主・農民関係における政治的要因の重要性を指摘し、長い間、少なくとも二百年以上にわたって、地方のレベルで進行していた領主・農民間の政治的争いが頂点に達した時、八一年一揆が起り、この争いはその後も長く続いたと述べている。要するにヒルトンは八一年一揆を封建的国家構造の危機と考えたのである。

おなじ著作の中で、クリストファー・ダイアーは一三八一年一揆の社会経済的背景を考察している。<sup>(45)</sup>彼は、「十四世紀後半における賦役の強化Ⅱ封建反動を支持する史料は少なく、また貨幣経済の浸透により封建社会の秩序が崩壊し、一揆が起ったという旧説もはや支持できないこと」を指摘し、従来正當に考察されてこなかった一揆の政治的、宗教的側面を中心に考察を進めようと問題を提起する。方法としては、一揆の影響の大きかったケント、エセックス、サフォーク、ハーフォード四州の一〇〇以上の荘園について、荘園裁判所記録などの地方史料を用い、一揆以前の四〇年間の反徒の身上調査や具体的行動を追及し、これを中央の史料と照合した。

その結果一揆に参加したのは非常に広範な身分および経済状態の人びとで、重心はやや上層にあること、中にはかなり広い保有地をもつ者もいたこと、さらに反徒の多くは、一揆直前、荘園、村落、郡などの行政上の要職 (reeves, chief pledges, afterers, ale-tasters, bailiffs, jurors, constables etc.) にあったこと、つまり、法や政治の機能を充分承知していた者が、実社会に対する憤懣に駆り立てられて一揆に参加したと考えられること、土地をもたない賃金労働者やファームルスなども一揆に参加した証拠はあるが、彼らは主導的役割を果たさなかったため、史料的にその人名を採することは難しいことなどを明らかにした。ダイヤーはさらに一揆前四〇年間の社会関係の変化について分析を進め、一揆にはさまざまな身分の人がさまざまな理由から参加していたため、一揆の原因を一口でいうことは難しいが、要するに固定した領主権と変化する農村社会との間の緊張関係が十四世紀末の政情不安をもたらし、そうした状況における法の支配に対する不満が領主に対する憤懣となって凝縮した。これが、人頭税の徴収を契機に爆発したのが、八一年一揆だといふ。それは農奴制という一つの制度にたいする反対に留まらず、封建的国家構造全体にたいする反対だったと結んでいる。

タックは同じ著作の中で、大領主および中小領主の一三八一年一揆に対する対応について考え、反徒を鎮圧する権利は国王の大権であり、大領主も中小領主も勝手に武力や法を行使することは難しかったことをまず明らかにした。ついで、リチャード二世の農奴解放状が八一年十一月の議會で無効とされたことから一揆の敗北を考えることは間違いないであり、農民が十四世紀初頭以来の国王の財政的要求を取りつづいた点は大きな功績であり、議會はその後人頭税を賦課することなく、また徴税範囲を拡大することもなかったと述べて、一揆の成功を評価した。彼は次に、国王、大領主、中小領主の三者に分けて一揆後八〇年代末にいたる政情不安定の時代における三者の動向を分析し、王領の農民は農奴とは違う権利 (the privilege of ancient demesne) を与えられていたので、王は農奴問題に大きな関心をもたなかった。大領主は代理人による荘園支配を行っていたので、農奴の反乱をそれほど恐れず、心はもっぱら百年戦争に勝ってフランスの領土を確保ないし拡大することにあった。下院に代表を送る中小領主だけは荘園を直接に支配しており、農奴の一揆の再発を非常に恐れた。一揆の恐怖は一三八一年一揆のあとも議會の議事を敏感に支配した。以上のように支配階級の反応はそれぞれの立場により一様ではなかったが、一揆が封建的国家構造に与えた衝撃は極めて大きかったとタックは述べている。

以上みてきたように、最近の研究は一揆の原因をいちいち拾うのではなく、国家構造全体の破綻と考えているようである。

## 5

これまで一三八一年の一揆についてのいくつかの解釈とその解釈を引き出すための研究の過程などについて述べてきた。そこで当然、私はこの一揆についてどう考えているかを申し上げなければならない時が来た。実は私はリッキングホールというベリー・セント・エドモンド修道院領の荘園の一つについて研究を進めている。すでに述べたように、この修道院は一揆軍によってかなりひどい攻撃を受けたところである。六月十三日、ジョン・ローに率いられた一揆軍はエセックスの北部からサフォークに入り、まっすぐ北上して毛織物で有名なサドベリーの町を通り、翌十四日ベリーの北西約十マイルのラケンヒースで王座裁判所長官ジョン・カベンディッシュ (Lord John Cavendish, Chief Justice of King's Bench) の首をはね、南下して、六月十五日、ミルデンホールで、ベリーの副修道院長を殺害し、その首を高く掲げて、ベリーの町に侵入した。この間の彼らの行動はトマス・ウォルシンガムの二つの年代記に詳しく書かれている。<sup>(48)</sup>ともかく一三八一年十二月、国王の大赦が行われたとき、その対象から外されたのは、数多くのイングランドの都市のうち、ここベリーの町だけであった。彼らは一三八六年一月までかかって二千マークの賠償金を支払わねばならなかった。リッキングホール荘園からも一揆に参加したものがいたことは、荘園裁判記録帳から知られる。<sup>(49)</sup>

このように一揆と関係の深い荘園であったから、もし一揆が当時の社会にある程度の意味をもつものであったとすれば、なんらかの変化が荘園史料の中にあらわれているのではないだろうか。次にこの点について私の調べたことを述べたいと思う。リッキングホールという荘園は、幸い非常に史料の豊富な荘園である。大英図書館が所蔵している未刊行史料には、百数十年におよぶ当該荘園裁判記録帳、<sup>(50)</sup>十四世紀後半の一連の荘園会計帳、<sup>(51)</sup>十四世紀とその前後にわたる数通の土地調査帳などがある。<sup>(52)</sup>

ところで、すでに見たように、一三八一年の一揆の反徒たちの第一の要求は農奴身分の廃止であった。<sup>(53)</sup>農奴身分に付随する最もいまいましい義務は賦役であったから、まず上記の史料を使ってこの荘園における賦役の施行状況を検討するこ

表1 月曜賦役 Monday work

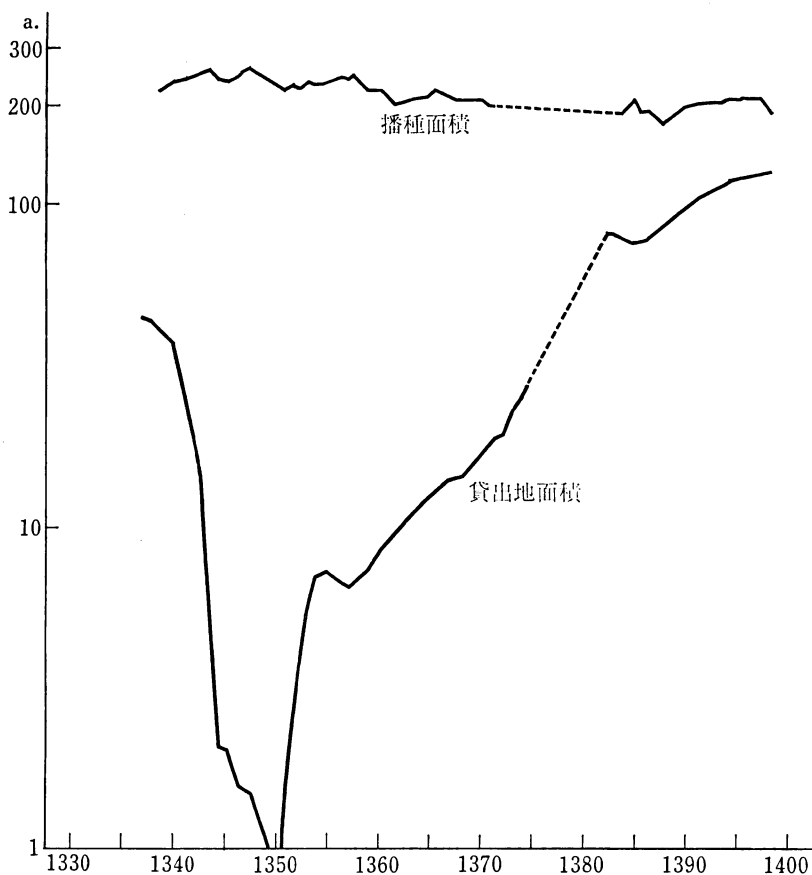
| 年 度     | I<br>賦役実施<br>数 | II<br>賦役売却<br>数 | III<br>領主留保<br>中の賦役<br>数 | 年 度       | I<br>賦役実施<br>数 | II<br>賦役売却<br>数 | III<br>領主留保<br>中の賦役<br>数 |
|---------|----------------|-----------------|--------------------------|-----------|----------------|-----------------|--------------------------|
| 1327/28 | 116            | 13              | 0                        | 1364/65   | 88½            | 35              | 16½                      |
| 1332/33 | 0              | 140             | 0                        | 1367/68   | 87             | 36½             | 16½                      |
| 1335/36 | 75½            | 64½             | 0                        | 1368/69   | 41½            | 82              | 16½                      |
| 1336/37 | 92             | 48              | 0                        | 1369/70   | 62             | 61½             | 16½                      |
| 1337/38 | 135            | 5               | 0                        | 1370/71   | 62             | 61½             | 16½                      |
| 1338/39 | 94             | 46              | 0                        | 1371/72   | 65             | 58½             | 16½                      |
| 1339/40 | 96             | 44              | 0                        | 1372/73   | 87             | 36½             | 16½                      |
| 1340/41 | 123            | 17              | 0                        | 1373/74   | 99             | 24½             | 16½                      |
| 1341/42 | 107            | 33              | 0                        | 1375/76   | 77             | 37½             | 25½                      |
| 1342/43 | 94             | 46              | 0                        | 1381/82   | 70             | 44½             | 25½                      |
| 1343/44 | 71             | 70              | 0                        | 1382/83   | 68½            | 6½              | 65                       |
| 1344/45 | 127½           | 12½             | 0                        | 1384/85   | 68½            | 6½              | 65                       |
| 1345/46 | 96             | 54              | 0                        | 1385/86   | 52½            | 22½             | 65                       |
| 1347/48 | 59             | 81              | 0                        | 1386/87   | 50             | 3½              | 86½                      |
| 1348/49 | 63             | 72              | 0                        | 1387/88   | 46             | 7½              | 86½                      |
| 1349/50 | 84½            | 0               | 0                        | 1388/89   | 29½            | 24              | 86½                      |
| 1350/51 | 124½           | 0               | 15½                      | 1390/91   | 8½             | 48              | 86½                      |
| 1351/52 | 74             | 50½             | 15½                      | 1391/92   | 15             | 25½             | 101½                     |
| 1353/54 | 118½           | 8               | 13½                      | 1392/93   | 5              | 1½              | 121½                     |
| 1354/55 | 114            | 12½             | 13½                      | 1393/94   | 9½             | 0               | 121½                     |
| 1355/56 | 113            | 12½             | 13½                      | 1394/95   | 18½            | 0               | 121½                     |
| 1357/58 | 97             | 20½             | 13½                      | 1395/96   | 18½            | 0               | 121½                     |
| 1358/59 | 107½           | 16              | 16½                      | 1396/97   | 18½            | 0               | 112                      |
| 1359/60 | 120½           | 3               | 16½                      | 1398/99   | 10             | 0               | 120½                     |
| 1360/61 | 64             | 56              | 20                       | 1399/1400 | 10             | 0               | 120½                     |
| 1361/62 | 64             | 56              | 20                       | 1400/01   | 10             | 0               | 120½                     |
| 1362/63 | 49             | 74½             | 16½                      | 1401/02   | 10             | 0               | 120½                     |
| 1363/64 | 85             | 38½             | 16½                      |           |                |                 |                          |

1349/50年度にはこのほか未徴収 15½. messor 役職の給与40がある。

Add. Rolls 63514-63569 ほかにより作成。

図1 直営地の播種面積および貸出地面積の変動

The sown acreage of the demesne and the acreage of lease land



Add. Rolls 63514-63569より作成。

とにしたい。この荘園において、賦役は明らかに消滅する傾向にあったが、その消滅過程において、賦役を負担していた土地がどうなっていくのか、また賦役で行われていた作業はどうなっていくのかということをみることにしよう。

表1は月曜賦役の施行状況を表にしたものである。<sup>(54)</sup>この荘園はもとより重い賦役負担のない荘園で、唯一賦課されていた週賦役は月曜賦役であった。ここで月曜賦役が賦課された土地が領主の手に留保されていく様子が示されている。つまり一三四八、四九年の黒死病以前、賦役が施行された年度とこれが貨幣で代納された年度との間には

一定の関係がなく、そのときどきの都合によって労働あるいは貨幣が納入されていた。ところが黒死病期になると、領主留保中の賦役数が増加する。これは黒死病によって死亡した農奴の土地が領主の手に返還されていることを示す。その数が次第に増加する状況が続き、八〇年代に入るとその数が急速に増加する。これは賦役の賦課された保有地の相続が拒否され、領主の手に返還された状況を示すものと考えられる。ここでは省略するが、裁判記録帳を見ると、相続人が出頭しないため死亡者の土地が領主の手に回収されていく様子がよくわかる。つまりこの表は、賦役の賦課された大部分の土地が領主の手に回収されたことを示すものである。

では農民はどのようにして生活をたてていたのであろうか。図1は農民に貸し出された直営地の面積を示したものである。<sup>(55)</sup> 領主直営地の播種面積には従来と異なる大きな変化がみられないのに、貸出地面積が一三八一年ころから急に増加する。どうしてそういることが可能であろうか。貸出地面積の増加は、相続されず、そのため領主の手に回収された従来の農民保有地の増加によるものであった。荘園会計帳は直営地の貸出を行うたびに、その土地が、もと誰の保有地だったかを一つ一つ記録しているので、そのことは明瞭である。つまり賦役の賦課された土地の相続は敬遠され、代って領主からあるいは近隣の富農などから貨幣地代で借地するということが一般に行われるようになったことを示している。

次に、賦役で行われていた直営地の労働はどうなったのであろうか。表2は従来月曜賦役で行われていた靱摺り作業が一八一年以降雇用労働に代っていく様子を示している。<sup>(56)</sup> 一三八一年度は一部賦役、一部雇用労働だったのが、翌年と翌々年は賦役に戻り、また賦役と雇用労働が併用されるようになり、やがて雇用労働一本になる様子がこの表からはっきりと看取できるのであろう。

このように一揆のころを境として、賦役労働が消滅し、雇用労働がこれに代っていく様子を見ると、一三八一年の一揆の意味を無視できないように思われる。もっとも、一揆は決して急に起ったものではなく、その原因は長い間積み重ねられてきたといわれている。たしかに、今日は述べることができなかったが、この荘園でも賦役のサボタージュや役職への就任拒否という事態が何年にもわたって見られる。したがって、一揆によって当該荘園の諸状況が変化したとはいえない。むしろ社会の内部に成長していた変革のエネルギーが、時充ちて噴出したのが、八一年の一揆ではないであらうか。



表2 脱穀賃銀（含粃摺り作業賃銀） Wages for threshing and winnowing

| 年       | 合 計 |     | (1)小麦の脱穀賃銀 |       |    | 年       | 合 計 |     | (1)小麦の脱穀賃銀 |       |    |
|---------|-----|-----|------------|-------|----|---------|-----|-----|------------|-------|----|
|         |     |     | 量          | qr.当り |    |         |     |     | 量          | qr.当り |    |
|         | s.  | d.  | qr.        | bus.  | d. |         | s.  | d.  | qr.        | bus.  | d. |
| 1327/28 | 39  | 3½  | 44         | 4     | 3  | 1354/55 | 41  | 9   | 81         | 5½    | 3  |
| 1332/33 | 33  | ½   | 36         | 6     | 3  | 1355/56 | 31  | 11  | 52         | 1     | 3  |
| 1335/36 | 24  | 2½  | 27         | 4½    | 3  | 1357/58 | 16  | 6   | 46         | 3½    | 3  |
| 1336/37 | 21  | 8   | 24         | 5     | 3  | 1358/59 | 31  | 9½  | 61         | 5     | 3  |
| 1337/38 | 35  | 2   | 48         | 7     | 3  | 1359/60 | 24  | 4¾  | 43         | 3     | 3  |
| 1338/39 | 30  | 11  | 40         | 4     | 2½ | 1360/61 | 30  | 2½  | 34         | 7     | 4  |
| 1339/40 | 21  | 2½  | 18         | 6     | 2½ | 1361/62 | 16  | ¼   | 13         | 6½    | 4  |
| 1340/41 | 26  | 8½  | 53         | 2½    | 2½ | 1362/63 | 18  | 8¾  | 16         | 7     | 4  |
| 1341/42 | 24  | 11¼ | 24         | 5½    | 2½ | 1363/64 | 17  | 9¾  | 23         | 2     | 4  |
| 1342/43 | 28  | 11½ | 59         | 4     | 2½ | 1364/65 | 35  | 2   | 60         | 2     | 4  |
| 1343/44 | 30  | 5¾  | 51         | 5     | 2½ | 1367/68 | 22  | 7¾  | 28         | 4½    | 4  |
| 1344/45 | 28  | 5¼  | 43         | 4     | 2½ | 1368/69 | 16  | 9½  | 31         | 5½    | 4  |
| 1345/46 | 38  | 5¾  | 81         | 4     | 2½ | 1369/70 | 21  | 6½  | 15         | 5½    | 4  |
| 1347/48 | 24  | 5   | 35         | 3     | 3  | 1370/71 | 21  | 5½  | 37         | 2     | 4  |
| 1348/40 | 32  | ½   | 36         | 1     | 2½ | 1371/72 | 18  | 10½ | 33         | 5     | 4  |
| 1349/50 | 51  | 5¾  | 88         | 2     | 4  | 1372/73 | 19  | 6¼  | 31         | 4½    | 4  |
| 1350/51 | 22  | 8¼  | 31         | 1½    | 4  | 1373/74 | 12  | 6½  | 44         | 3     | 4  |
| 1351/52 | 21  | 9¼  | 39         | 3½    | 3  | 1375/76 | 22  | 4   | 28         | 1     | 4  |
| 1353/54 | 38  | 7¾  | 60         | 4     | 3½ |         |     |     |            |       |    |

| 年         | 合 計 |     | (1)小麦の脱穀賃銀 |       |    | (2)粃摺り作業賃銀**                    |  |  |
|-----------|-----|-----|------------|-------|----|---------------------------------|--|--|
|           |     |     | 量          | qr.当り |    |                                 |  |  |
|           | s.  | d.  | qr.        | bus.  | d. | 29days: 4s. 10d., 2d. per day   |  |  |
| 1381/82   | —   | —   |            |       |    | 29days: 4s. 10d., 2d. per day   |  |  |
| 1382/83   | 46  | 1½  | 56         | 3½    | 4  | labour service                  |  |  |
| 1384/85   | 43  | 11½ | 66         | 6     | 4  | ibid.                           |  |  |
| 1385/86   | 25  | 3   | 35         | 7¾    | 4  |                                 |  |  |
| 1386/87   | 38  | 2½  | 47         | 2½    | 4  | ibid. and 2s. 6d., 4d. per 5qr. |  |  |
| 1387/88   | 36  | 8½  | 49         | 2     | 4  | ibid. and 3s. 6d., ibid.        |  |  |
| 1388/89   | 43  | 2   | 56         | 2     | 4  | ibid. and 6s. 7d., ibid.        |  |  |
| 1390/91   | 41  | 3¾  | 51         | 2¼    | 4  | ibid. and 9s. ibid.             |  |  |
|           |     |     |            |       |    | qr. bus.                        |  |  |
| 1391/92   | 47  | 5   | 46         | 4½    | 4  | 136 7 ibid.                     |  |  |
| 1392/93   | 61  | 8½  | 63         | 2     | 3¾ | 263 7 4d. per 5qr. 2bus.        |  |  |
| 1393/94   | 47  | 11  | 45         | 7     | 3¾ | 183 1 ibid.                     |  |  |
| 1394/95   | 49  | 9½  | 63         | 4     | 3¾ | 198 5½ ibid.                    |  |  |
| 1395/96   | 41  | 3   | 40         | 3     | 4  | 140 4d. per 5qr.                |  |  |
| 1396/97   | 41  | 2¾  | 31         | 3     | 4  | 144 1 ibid.                     |  |  |
| 1398/99   | 65  | 7½  | 56         | 4     | 4  | 226 3 ibid.                     |  |  |
| 1399/1400 | 57  | 10¼ | 54         | 4     | 4  | 199 1 ibid.                     |  |  |
| 1400/01   | 54  | 7¾  | 30         | 7     | 4  | 190 3 ibid.                     |  |  |
| 1401/02   | 55  | 7   | 37         | 3     | 4  | 155 1 ibid.                     |  |  |

\*脱穀作業はもともと雇用労働によって行われてきた。\*\*粃摺り作業は従来賦役労働によって行われた。Add. Rolls 63514-63569より作成。

以上の素描は仮説にすぎない。地域によって自然条件、社会的条件は大きく異なる。一つの荘園の事例を以て一般化を行うことは危険である。おなじ地域の領主の異なる荘園や、あるいは一揆とは関係がなかったようにみえる地域の荘園について、同様のことがいえるか否かを、史料によって検討しなければならない。

ところで、初めの問題に帰って伺いますが、皆さんは一三八一年一揆を歴史的に意味のない事件と考えられますか、それともイギリスが中世社会と決別する一つの画期となった事件と考えられますか。御清聴ありがとうございました。

## 註

- (1) *Anonimale Chronicle, 1333 to 1381*, ed. V. H. Galbraith (Manchester, 1927), 133-40; Oman, C., *The Great Revolt of 1381* (Oxford, 1906; new edn. 1969), 86-89; Dobson, R. B., *The Peasants' Revolt 1381*, (London, 1970), 122-126.

(2) エセックスに関する委員は一三八一年、三月十六日、ウェストミンスターで任命された。

(3) ワット・タイラーの名前はここで初めて出てくる。

(4) リチャード王の叔父ジョン・オブ・ゴントの邸宅。彼は当時国王の側近の中で民衆から最も憎まれていた。幸いこの時かれは使節としてスコットランドに滞在していた。

(5) この法は慣習法遵守をうたっている。

(6) John Wawe, parson of Ringfield, 後掲註(47)参照。

(7) ノーフォークでは六月十六日、二十六日に、またノリッジでは六月十七日に一揆起る。

(8) ケンブリッジでは六月十五―十七日に一揆起る。

(9) セント・オールバンズでは六月十四日、七月十二日に一揆起る。

(10) ビーターバラでは六月十七日に一揆起る。

(11) ヨークでは六月前半に一揆起る。ビーヴァリ、スカーバラでは六月下旬、七月上旬に一揆起る。

(12) チェスターでは七月二十九日、一揆起る。

(13) ウースターでは六月初旬に一揆起る。ウィンチェスター、ノーサンブトンにも一揆起る。cf. R. H. Hilton, *Bondmen Made*

ワット・タイラーの一揆をめぐるいくつかの解釈(三好)

- (13) *Free* (London, 1973) 140-42.
- (14) Kriehn, G., 'Studies in the Sources of the Social Revolt in 1381', *American Historical Review*, vii. (1901-02), 254.
- (15) *Anonimale Cironicle* 1333-81, ed. by V. H. Galbraith (Manchester, 1927).
- (16) Thomas Walsingham, *Historia Anglicana*, (1272-1422), ed. by H. T. Riley, Rolls Ser. (No. 28a) 2 vols. (London, 1863-64); idem, *Chronicon Angliae*, ed. by E. M. Thompson, Rolls Ser. (No. 64) (London, 1874).
- (17) *Chronicon Henrici Knighton vel Cuiithon, monachi Leycestrensis*, (d. c. 1396) ed. by J. R. Lumby, Rolls Ser. (No. 92) 2 vols. (London, 1889-95).
- (18) Jean Froissart (d. c. 1410), *Chronique* (1307-1400), ed. by Siméon Luce, Gaston Raynaud, and Léon and Albert Mirot, 14 vols. (to 1388), Société de l'histoire de France (Paris 1869-in progress). エンヘンゼン一巻の取極とエドワード三世のフランス遠征の歴史の間の類似性について、民衆を軽蔑しようとした同一の態度を窺うことが出来る。
- (19) G. M. Trevelyan, 'An account of the rising of 1381', *E. H. R.* xiii (1898), 503-22. C. Oman, *The Great Revolt of 1381*, 186-205 エドワード三世の主要部分、英語で記述。
- (20) 十九世紀末 エンヘンゼン一巻の裁判資料を史料として農民一巻の先駆的研究を述べた。A. Réville, *Le soulèvement des travailleurs d'Angleterre en 1381*, posthumously published by Charles Petit-Dutailis (Paris, 1898). 裁判史料の種類および所在について、たとえば一三八一年の一揆についての史料集である *The Peasants' Revolt of 1381*, ed. R. B. Dobson 収載の史料の典拠や本稿末尾の「文献一覧」中の R. H. Hilton の著作を御参照頂きたい。残念なことに膨大な裁判史料の大部分は未刊行である。
- (21) Dobson, *op. cit.*, Preface.
- (22) G. Kriehn, 'Studies in the Sources of the Social Revolt in 1381,' in *American History Review*, vii. (1901-02), 253-65; E. B. Fryde, *The Great Revolt of 1381* (London, 1981).
- (23) *Calendar of the Patent Rolls preserved in the Public Record Office*, Richard II. 6 vols. (1377-99), (London, 1895-1909); *Calendar of the Close Rolls preserved in the Public Record Office*, Richard II. 6 vols. (London,

- 1914-27), etc.
- (24) *Rotuli Parliamentorum; ut et petitiones et placita in parlamento*, 6 vols. (Record Commission, London, 1783) & *Index Vol.* (1832); リチャード二世治世は第三巻に収められてゐる。一三八一年の一揆に関する事項は Dobson. *op. cit.* に英訳されてゐる。議会制定法令については *Statutes of the Realm* (1101-1713), ed. by A. Luders et alii, 11 vols. (Record Comm., London, 1810-28); リチャード二世治世は第二巻に収められてゐる。
- (25) 人頭税徴収報告書の大部分は未刊行史料のまま公文書館に保存されているが、全国的な徴収状況およびエセックスの徴収台帳については Oman, *op. cit.* 158-182; サンカーランドについては Edgar Powell, *The Rising in East Anglia in 1381: with an appendix containing the Suffolk poll-tax lists for that year* (Camb., 1896); そのほかオクスフォード、モータン、スラウの都市や州についての徴収報告書が刊行されてゐる。
- (26) たてば *Subsidy Roll of 51 Edward III* (contains 'the Great Enrolment' of the poll-tax of 1377 and a tenth and fifteenth of 1375), ed. by J. Topham, *Archaeologia* vii. (1785) などがあるが、課税の総額を記載するのまで、その徴収台帳の詳細は未だ刊行されていない。
- (27) 『フノリール年代記』の著者 Francis Thynne は *The Survey of London* (1598, 1603) と *The Annals of England* (1601, 1605) の著者 John Stow (1525?-1605) の友人であり、Stow はその著作の中で一八一年一揆について繰り返し述べてゐる。
- (28) 例へば William Morris, A Dream of John Ball in *The Collected Works of William Morris* with Introductions by his Daughter May Morris (London, 1912). 生地竹郎訳『ウィリアム・モーリスの夢』(未来社、一九三三)。
- (29) 前掲註 (28)。
- (30) Thorold Rogers, *A History of Agriculture and Prices in England 1259-1793*, 7 vols. (London, 1866-1902); idem, *Six Centuries of Works and Wages* (London, 1884).
- (31) William Stubbs, *The Constitutional History of England*, 3 vols. (Oxford, 1874-78).
- (32) T. W. Page, *The End of Villainage in England* (N. Y., 1900).
- (33) C. Peti-Dutaillis, *Studies and Notes Supplementary to Stubbs' Constitutional History* (Manchester, 1915).
- (34) Bertha H. Putnam, *The Enforcement of the Statut of Labourers during the First Decade after the Black Death*,

- 1349-1359 (N. Y., 1908), 4, 224.
- (35) Ada E. Levett and A. Ballard. *The Black Death on the Estates of the See of Winchester* (Oxford, 1916), 134, 135.
- (36) W. Cunningham, *The Growth of English Industry and Commerce* (Camb., 1910; 1st edn. 1882), i. 375-6.
- (37) E. Lipson, *An Introduction to the Economic History of England*, 7th edn. 3 vols. (London, 1937), i. 93-94.
- (38) May McKisack, *The Fourteenth Century* (Oxford, 1959), 422.
- (39) M. M. Postan, *The Medieval Economy and Society* (London, 1972), 15.
- (40) Dobson, *op. cit.*, 27-28.
- (41) 一九九二年九月『慶応大学で行った講演「English Medieval Peasant Risings and the Great Revolt of 1381」.
- (42) Dobson, 'The Rising in York, Beverley and Scarborough, 1380-81' in *The English Rising of 1381*, ed. by R. H. Hilton and T. H. Aston (Camb., 1984).
- (43) Eleanor Searle, *Lordship and Community: Battle Abbey and its Banlieu 1066-1538* (Toronto, 1974), 339, 344-47.
- (44) Hilton & Aston, *op. cit.*, Hilton's Preface, 1-8.
- (45) Christopher Dyer, 'The Social and Economic Background to the Rural Revolt of 1381' in Hilton & Aston. *op. cit.*, 9-42.
- (46) J. A. Tuck, 'Nobles, Commons and the Great Revolt of 1381' in Hilton & Aston, *op. cit.*, 194-212. 大貴族はなやとかして百年戦争に勝つために臨時税を徴収して戦費を調達しようとしたが、一三八一年十一月以降、翌年五月、翌々年二月と、下院の反対によって徴収できなかった。一揆によって対仏戦の戦局は変化した。
- (47) John Wrawe, once vicar of Ringsfield near Beccles in Norfolk. 彼は一揆終了後、捕えられ、国王裁判所に罪状審理が行われた。そのための彼の宣誓証言について Dobson, *op. cit.*, 248-54 参照。
- (48) Thomas Walsingham, *Historia Anglicana*, II. 1-4; idem, *Chronicon Anglie*, 301-04, cited in Dobson, *op. cit.*, 243-48.
- (49) W. Baxter died after the previous court. He held 4 acres in villeinage. His heir William was killed after the revolt.... Sept. 1381 (Add. Roll\* 63469; No. 634 of Appendix II in Yoko Miyoshi, *A Peasant Society in Economic*

*Change: A Suffolk Manor 1279-1437* (Tokyo, 1981) 拙著『イギリス中世村落の研究』(東京大学出版会、一九八二)  
\* Additional Roll in British Library.

- (9) Court rolls of the manor of Rickinghall: 1257-79, 21 vols. Add. Rolls 63378-396 ;1279-1415, 93 vols. Add. Rolls 63396-492 ; 1422-1539, 9 vols. Add. Rolls 63493-501 ; 1539-1601, 8 vols. Add. Rolls 63501-508 ; namely most of them covers 1279-1415. One volume is bounded for one or two years.
- (10) Account rolls of the manor of Rickinghall: for the years of 1327, 1332, 1355-1413 in 64 vols. Add. Rolls 63440, 63445, 63514-577 ; one volume is for one year.
- (11) Surveys of the manor of Rickinghall: Extents, Customales and Rentals, for the years of 1289, 1310s, 1387, 1437. Other miscellaneous documents are not referred here.
- (12) テイル・マントなどひスミスパーランドになつて反徒が王に示した要求を参照された。本稿、三ページ。
- (13) 前掲拙著、一七六、表二八。
- (14) 前掲拙著、一八二、図五。
- (15) 前掲拙著、一四四-一四五、表二五。

# 史料(年代記) 一覧

- *Anonimale Chronicle 1333-81*, ed. by V. H. Galbraith (Manchester, 1927) rep. 1970, .
- Froissart, *Chronique de Jean* (1307-1400), ed. by Siméon Luce, Gatton Raynaud and Léon and Albert Mirot, 14 vols. (Société de l'histoire de France, Paris, 1869 and in progress) ; Froissart, *Chronicles*, selected, translated and ed. by G. Brereton (Penguin ed., 1968).
- Chronicon Henrici Knighton vel Cuththom monachi Leycestrensis* (1066-1395, lack 1366-77), ed. by J. R. Lumby, Rolls Ser. 2 vols. (London, 1889-95).
- Thomas Walsingham, *Historia Anglicana* (1272-1422), ed. by H. T. Riley, Rolls Ser. 2 vols. (London, 1863-64).
- Idem, *Chronicon Angliae* (1328-88) *auctore monacho quondam Sancti Albani*, ed. by E. M. Thompson. Rolls Ser. (London, 1874).

*Polichronicon Ranulfi Higden monachi Cestrensis*, Vols. i-ii. ed. by Churchill Babington, Vols. iii-ix. ed. by J. R. Lumby, Rolls Ser. 9 vols. (London, 1865-86).

第二次大戦後の研究文献一覧(刊行年代順)

- Hilton, R. H. and Fagan, H., *The English Rising of 1381* (London, 1950). 田中浩・武居良明訳『イギリス農民戦争——一三八一年の農民一揆——』(未来社'一九六二)°
- McKisack, May, *The Fourteenth Century*, 1307-99 (Oxford, 1959).
- Dobson, R. B., ed. *The Peasants' Revolt of 1381* (London, 1970).
- Fourquin, Guy, *The Anatomy of Popular Rebellion in the Middle Ages* (Amsterdam, 1978; Translation of *Les soulèvements populaires au moyen âges* published in Paris, 1972).
- Postan, M. M., *The Medieval Economy and Society: An Economic History of Britain in the Middle Ages* (London, 1972). 保坂栄一・佐藤伊久男訳『中世の経済と社会』(未来社'一九八二)°
- Idem, *Essays in Medieval Agriculture and General Problems of the Medieval Economy* (Camb., 1973).
- Idem, *Medieval Trade and Finance* (Camb., 1973).
- Hilton, R. H., *Bond Men Made Free: Medieval Peasant Movements and the English Rising of 1381* (London, 1973).
- Idem, *The English Peasantry in the Later Middle Ages* (Oxford, 1975).
- Searle, Eleanor, *Lordship and Community: Battle Abbey and its Banlieu 1066-1538* (Toronto, Canada, 1974).
- Harvey, Barbara, *Westminster Abbey and its Estates in the Middle Ages* (Oxford, 1976).
- Webber, Ronald, *The Peasants' Revolt: the Uprising in Kent, Essex, East Anglia and London in 1381 during the Reign of King Richard II* (Lavenham, Suffolk, 1980).
- Fryde, E. B., *The Great Revolt of 1381* (London, 1981).
- Idem, 'Parliament and the Peasants' Revolt of 1381' in his *Studies in Medieval Trade and Finance* (London, 1983), partly based on the introduction to the 2nd & rev. edn. of C. Oman's *The Great Revolt of 1381* (Oxford, 1969).
- Barton, Caroline, *Revolt in London: 11th to 15th June, 1381* (London, 1981).

- The Peasants' Revolt in Hertfordshire 1381: the Rising and its Background*. A symposium, including the translation of the Hertford sections of Reville's famous and important work (Hertfordshire Publications, 1981).
- 三好洋子『イギリス中世村落の研究』(東京大学出版会'一九八一)。
- Hilton, R. H. and Aston, T., eds., *The English Rising of 1381* (Camb. 1984). The following papers are in this book: Christopher Dyer, 'The Social and Economic Background to the Rural Revolt of 1381'; Rosamond Faith, 'The Great Rumour of 1377 and Peasant Ideology'; A. F. Butcher, 'English Urban Society and the Revolt of 1381'; R. B. Dobson, 'The Rising in York, Beverley and Scarborough, 1380-1381'; Alan Harding, 'The Revolt against the Justices'; J. A. Tuck, 'Nobles, Commons and Great Revolt of 1381'.
- Charles Poulsen, *The English Rebels* (London, 1984).
- Hilton, R. H., *Class Conflict and the Crisis of Feudalism: Essays in Medieval Social History* (London, 1985).
- 赤沢計眞「ワット・タイラーの一揆におけるイースト・アングリアの動向——一三八一年イングランド一揆の地域史的分析——」日本史研究会・歴史学研究会編『山城国一揆』(東京大学出版会'一九八六)'一三七—一五八。
- Aston, T. H., ed., *Landlords, Peasants and Politics in Medieval England* (Camb., 1987).